

菊川市水田高収益作物生産転作推進事業補助制度について

☆ 水田において主食用米から高収益作物への転作を実施する場合に一定額を補助します。

国主導で行われてきた主食用米の生産調整が終了したことで、今後主食用米の生産量が増量し、それに伴う米価の下落と水田の耕作放棄地化が懸念されています。こうした状況の中、静岡県においても水田において主食用米から高収益作物への転作を推進し、主食用米と高収益作物の複合経営モデルへの動きが高まっています。

菊川市では、水田において主食用米から高収益作物への転作を実施する場合に一定額を補助します。

☆ 補助対象者

- ・提示された生産目安の範囲内で主食用米を10a以上（販売目的で）生産されている方
- ・菊川市内の農地で生産を行う方
- ・市税等を滞納していない方



☆ 補助対象作物及び補助金の額

補助対象作物	補助金の額
○菊川市農業再生協議会において定められた高収益作物 ・イチゴ、トマト、レタス、メキャベツ、枝豆、花き、キャベツ	○1品目の事業面積の合計が10a当たり10,000円 ※補助金額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。 ※補助金額の算出方法は裏面①参照

☆ 申請方法（※必ず事業実施前に申請して下さい。）

- ①交付申請書（様式第1号）に住所、氏名、連絡先、補助金額、事業目的を記入。
- ②営農計画書を基に、事業計画書（様式第2号）へ当該年度の対象作物の作付計画を記入。
- ③記入した交付申請書（様式第1号）と事業計画書（様式第2号）を市役所へ直接提出。（※郵送不可）
→ 申請完了

※申請後、作付する水田の変更等がありましたら、直ちに市役所へ報告してください。変更に係る書類の作成を行います。

※実績報告時に添付する書類等は裏面②参照

申請書は菊川市のホームページからもダウンロードできます。

菊川市ホームページ：<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>

☆ お問合せ

詳しい内容につきましては、菊川市役所 農林課 農業振興係へお問合せください。

TEL：0537-35-0938 / E-mail：nourin@city.kikugawa.shizuoka.jp

高収益作物への転作に係る大井川用水の注意事項について

☆ 水田において高収益作物への転作を行う場合、大井川用水の断水に対応できるようにしてください。

渇水期には用水量の減少に加え、工事等による断水が予定されています。一年を通して用水を供給することができないため、受水槽の設置及び上水道との併用等の対応をお願いします。（大井川右岸土地改良区）

①補助金額の算出方法について



【Aさん】

・菊川市堀之内61 トマト 5.6a

・菊川市堀之内62 トマト 4.9a

合計 10.5a → トマトの作付面積が10a以上のため、補助対象○

補助額 10,000円 → $(1,050 \text{ m}^2 \div 1,000 \text{ 円}) \times 10,000 \text{ 円} = 10,500 \text{ 円}$ だが、
1,000円未満の端数は切り捨てるため、補助額は
10,000円となる。

【Bさん】

・菊川市堀之内63 トマト 5.3a

・菊川市堀之内64 トマト 3.7a

合計 9.0a → トマトの作付面積が10a未満のため補助対象外×

補助額 0円

【Cさん】

・菊川市堀之内65 トマト 3.2a

・菊川市堀之内66 レタス 8.3a

合計 11.5a → 両作物の作付面積が10a未満のため補助対象外×

補助額 0円 ※ 1品目あたりの作付面積が10a以上であること。

②実績報告時に添付する書類等について

- ア 主食用水稲の販売に係る出荷・販売伝票等の写し（いずれか1部提出）
- イ 対象高収益作物の販売に係る出荷・販売伝票等の写し（いずれか1部提出）
- ウ 対象高収益作物の作付状況がわかる写真
（作付した水田全体の写真と作付作物が確認できる写真を1枚ずつ提出）

※ 台風等の自然災害により上記書類が添付できない場合、被害を証明できる書類（被災証明等）を添付すること。

